

次期保健医療計画に係る地域編の見直しについて

※ R5. 8. 2 第 1 回目の「守る懇」での説明（振り返り）

1 見直しの考え方

- ・ 本県医療を取り巻く環境は、現行計画策定時と比べて、少子高齢化や人口減少の加速に伴う患者数の減少、医療の高度・専門化や交通アクセスの向上による盛岡圏域への患者の流入が進むとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による地域の医療提供体制への影響に加えて、医師不足・偏在が解消されない中で、令和 6 年度から医師の時間外労働時間の上限規制が開始されるなど大きく変化してきています。
- ・ このような環境の変化を踏まえ、県では、現在策定を進めている次期保健医療計画において、がんや循環器疾患、その他疾病等において、高度・専門的な治療を要する医療に係る広域的な医療圏のあり方について、疾病・事業の各専門家から意見を伺い検討を進めています。
- ・ 一方、一般的な診療・検査や初期救急などの医療については、県民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制を引き続き確保していくことが必要であり、二次保健医療圏のあり方と併せて検討することとしています。
- ・ こうしたことを踏まえて、次期計画地域編（両磐圏域）においては、現行計画の「(1) 生活習慣病予防」「(2) こころの健康づくり」「(3) 医療体制づくり」の 3 つの項目を踏襲することを基本としつつ、これらの項目に新たな課題である新興感染症や在宅医療、医師の働き方改革等に係る取組内容を盛り込むこと等により、医療連携体制の更なる充実を図ることとします。

2 圏域における取組の方向

次期計画の見直しポイント

【共通】

- ・ 記載内容及び数値の時点修正
- ・ 別途策定予定の次期「健康いわて 21 プラン（保健医療圏別計画）」と内容の整合性確保
- ・ 別途策定予定の次期「岩手県自殺対策アクションプラン（圏域版）」と内容の整合性確保

【個別事項（想定案）】

(1) 生活習慣病予防

- ・ 新型コロナの影響を踏まえた生活習慣の改善促進
- ・ 令和 2 年 4 月施行の改正健康増進法に基づく受動喫煙防止の取組推進
- ・ 人工透析患者の増加を防ぐための取組推進（糖尿病性腎症重症化予防、CKD 予防等）など

(2) 心の健康づくり

- ・ 子ども、若者への支援の充実
- ・ 新型コロナの影響も踏まえた女性への支援の充実など

(3) 医療体制づくり

- ・ 令和 6 年 4 月にスタートする医師の働き方改革に対応した医療提供体制の確保
- ・ 2025（令和 7 年）に向けた地域医療構想の進捗状況を踏まえた対応
- ・ 国の指針等を踏まえた在宅医療の推進
- ・ 改正感染症法等を踏まえた新興感染症への対応など